

障害福祉サービス種別と概要

1 訪問系サービス**(1) 居宅介護**

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する者に、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者に、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

2 日中活動系サービス**(6) 生活介護**

障害者支援施設等において、常時介護を必要とする者に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(7) 自立訓練（機能訓練）

施設又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

(8) 自立訓練（生活訓練）

施設又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

(9) 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）対象者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。

(10) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

(11) 就労継続支援A型（雇成型）

一般企業等での就労が困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労する者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

(12) 就労継続支援B型（非雇成型）

一般企業等での就労が困難な者であって、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

(13) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

(14) 療養介護

医療と常時介護を必要とする者に、主として昼間において、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。

(15) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

3 居住系サービス

(16) 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の支援を行う。

(17) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(18) 施設入所支援

施設に入所する者に、夜間や休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

4 相談支援

(19) 計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、障害者の心身の状況や環境、障害者の意向等をふまえて「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行います。

(20) 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

(21) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

5 障害児支援

(22) 児童発達支援、医療型児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児に対し、施設において、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。医療型は、このほか治療を行います。

(23) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進するとともに、放課後等の居場所づくりその他の必要な支援を行います。

(24) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。

(25) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にあり、外出することが困難である障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

(26) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児の心身の状況や環境、障害児又は保護者の意向等をふまえて「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに「障害児支援利用計画」の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行います。

6 地域生活支援事業

障害者がその有する能力や個性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な事業形態による事業を実施します。

(27) 障害者相談支援事業

障害者や保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援します。

(28) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者等の申請に基づき手話通訳者を現地に派遣し、手話通訳により聴覚障害者等とその他の者との意思の疎通を仲介します。

(29) 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等の申請に基づき要約筆記者を現地に派遣し、筆記又はパソコンを使用して聴覚障害者等とその他の者との意思の疎通を仲介します。

(30) 手話通訳者設置事業

専任手話通訳者を公的機関に配置し、手話通訳を行うとともに、本市に登録する手話通訳者・要約筆記者の派遣調整を行います。

(31) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）の外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(32) 地域生活支援センター

障害者等を通わせ、地域の実情に応じて、創作活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者の地域生活の促進を図ります。

(33) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分であり、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、家庭裁判所へ申し立て、適切な後見人をつけ、本人の財産管理等を適切に行い、これらの障害者の権利擁護を図ります。